

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

標記の件について、下記のとおり改正する。

記

- 1 改正事項
交通技能（自動車整備）の受験資格および交通技能（電車整備・電気・自動車整備）の年齢要件の見直しに伴う改正
- 2 改正内容
別紙及び新旧対照表のとおり
- 3 適用日
令和 6 年 10 月 1 日

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

項目 該当項番	内 容																																														
別表11 職務分類基準(Ⅲ)1級職への採用選考基準及び方法	<p>【交通技能（自動車整備）採用選考の受験資格及び交通技能（電車整備・電気・自動車整備）採用選考の年齢要件の見直し】</p> <p>交通技能各職種の人材確保のため、交通技能（自動車整備）採用選考の 基準の経歴・資格・免許 について、要件 を、義務教育修了以上の者で普通自動車免許を有する者、に変更する。また、交通技能（電車整備・電気・自動車整備）採用選考の 年齢要件 について、35 歳未満を 40 歳未満に変更する。併せて、所要の規定整備・文言整理を行う。</p> <p>(現行)</p> <table border="1" data-bbox="379 696 1474 1659"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">職種</th> <th rowspan="2">給料</th> <th colspan="3">選考の基準及び方法</th> </tr> <tr> <th>経歴・資格・免許</th> <th>年齢</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運輸系</td> <td>電車 運輸</td> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>自動車 運輸</td> <td>自動車運転 (バス)</td> <td>交企(二) の二1</td> <td>義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有する者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運輸技術</td> <td>保線</td> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">交通技能</td> <td>電車整備</td> <td>交企(二) 1</td> <td>(略)</td> <td>18 歳以上 36 歳未満 (略)</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>交企(二) 1</td> <td>(略)</td> <td>18 歳以上 36 歳未満 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動車整備</td> <td>交企(二) の二1</td> <td colspan="2"> <u>普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者</u> <u>1 自動車整備士資格を有する者</u> <u>2 道路運送車両法に基づき国土交通大臣が指定する自動車整備士の養成施設の課程（二種養成施設における三級自動車整備士養成課程の基礎講習を含む。）を修了した者</u> <u>3 職業能力開発促進法における職業能力開発校において自動車整備と関連ある訓練科の課程を修了した者（訓練期間が1年以上の課程を修了した者に限る。）</u> <u>4 学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連ある学科を卒業した者</u> </td> <td>18 歳以上 36 歳未満 (略)</td> </tr> </tbody> </table>						職種		給料	選考の基準及び方法			経歴・資格・免許	年齢	方法	運輸系	電車 運輸	(略)	(略)			自動車 運輸	自動車運転 (バス)	交企(二) の二1	義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有する者	(略)	運輸技術	保線	(略)	(略)			交通技能	電車整備	交企(二) 1	(略)	18 歳以上 36 歳未満 (略)	電気	交企(二) 1	(略)	18 歳以上 36 歳未満 (略)		自動車整備	交企(二) の二1	<u>普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者</u> <u>1 自動車整備士資格を有する者</u> <u>2 道路運送車両法に基づき国土交通大臣が指定する自動車整備士の養成施設の課程（二種養成施設における三級自動車整備士養成課程の基礎講習を含む。）を修了した者</u> <u>3 職業能力開発促進法における職業能力開発校において自動車整備と関連ある訓練科の課程を修了した者（訓練期間が1年以上の課程を修了した者に限る。）</u> <u>4 学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連ある学科を卒業した者</u>		18 歳以上 36 歳未満 (略)
職種		給料	選考の基準及び方法																																												
			経歴・資格・免許	年齢	方法																																										
運輸系	電車 運輸	(略)	(略)																																												
	自動車 運輸	自動車運転 (バス)	交企(二) の二1	義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有する者	(略)																																										
	運輸技術	保線	(略)	(略)																																											
		交通技能	電車整備	交企(二) 1	(略)	18 歳以上 36 歳未満 (略)																																									
電気			交企(二) 1	(略)	18 歳以上 36 歳未満 (略)																																										
	自動車整備	交企(二) の二1	<u>普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者</u> <u>1 自動車整備士資格を有する者</u> <u>2 道路運送車両法に基づき国土交通大臣が指定する自動車整備士の養成施設の課程（二種養成施設における三級自動車整備士養成課程の基礎講習を含む。）を修了した者</u> <u>3 職業能力開発促進法における職業能力開発校において自動車整備と関連ある訓練科の課程を修了した者（訓練期間が1年以上の課程を修了した者に限る。）</u> <u>4 学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連ある学科を卒業した者</u>		18 歳以上 36 歳未満 (略)																																										



項 目 該 当 項 番	内 容					
	(改正案)					
	職種		給料	選考の基準及び方法		
				経歴・資格・免許	年齢	方法
	運輸系	電車 運輸	(現行のとおり)			
		自動車 運輸	自動車運転 (バス)	交企(二) の二1	義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有する <u>もの</u>	(現行のとおり)
	運輸系		保線	(現行のとおり)		
		電車整備	交企(二) 1	(現行のとおり)	18 歳以上 <u>40</u> 歳未満	(現行のとおり)
		電気	交企(二) 1	(現行のとおり)	18 歳以上 <u>40</u> 歳未満	(現行のとおり)
		自動車整備	交企(二) の二1	<u>義務教育修了以上の者で普通自動車免許を有するもの</u>	18 歳以上 <u>40</u> 歳未満	(現行のとおり)
附則	この一般基準は、令和6年10月1日から適用する。					

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」新旧対照表（抄）

改正案						現行					
職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定)						職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定)					
1 から 17 まで (現行のとおり)						1 から 17 まで (略)					
付則 (現行のとおり)						付則 (略)					
附則						附則					
1 この一般基準は、 <u>令和6年10月1日</u> から適用する。						1 この一般基準は、 <u>令和6年4月1日</u> から適用する。					
2 (現行のとおり)						2 (略)					
(参考) (現行のとおり)						(参考) (略)					
別表 1 から別表 10 まで (現行のとおり)						別表 1 から別表 10 まで (略)					
別表 11 職務分類基準(Ⅲ) 1 級職への採用選考基準及び方法						別表 11 職務分類基準(Ⅲ) 1 級職への採用選考基準及び方法					
職種		給料	選考の基準及び方法			職種		給料	選考の基準及び方法		
			経歴・資格・免許	年齢	方法				経歴・資格・免許	年齢	方法
運輸系	電車 運輸	(現行のとおり)				電車 運輸	(略)				
	自動車 運輸	自動車運転 (バス)	交企(二) の二1	義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有する <u>もの</u>	(現行のとおり)	自動車 運輸	自動車運転 (バス)	交企(二) の二1	義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有する <u>者</u>	(略)	
	運輸技術	交通技能	保線		(現行のとおり)	運輸系 運輸技術 交通技能	保線		(略)	18 歳以上 <u>36</u> 歳未満	(略)
			電車整備	交企(二) 1	(現行のとおり)		18 歳以上 <u>40</u> 歳未満	(現行のとおり)			
			電気	交企(二) 1	(現行のとおり)		18 歳以上 <u>40</u> 歳未満	(現行のとおり)			
自動車整備	交企(二) の二1	<u>義務教育修了以上の者で普通自動車免許を有するもの</u>	18 歳以上 <u>40</u> 歳未満	(現行のとおり)	自動車整備	交企(二) の二1	<u>普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者</u> <u>1 自動車整備士資格を有する者</u> <u>2 道路運送車両法に基づき国土交通大臣が指定する自動車整備士の養成施設の課程(二種養成施設における三級自動車整備士養成課程の基礎講習を含む。)を修了した者</u> <u>3 職業能力開発促進法における職業能力開発校において自動車整備と関連ある訓練科の課程を修了した者(訓練期間が1年以上の課程を修了した者に限る。)</u> <u>4 学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連ある学科を卒業した者</u>	18 歳以上 <u>36</u> 歳未満	(略)		
別表 12 から別表 27 まで (現行のとおり)						別表 12 から別表 27 まで (略)					